

福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等の
あり方に関する有識者会議 意見のまとめ

令和 7 年 11 月

福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等の
あり方に関する有識者会議

【 目 次 】

はじめに	・・・	1
1 有識者会議の組織	・・・	1
2 開催実績	・・・	1
3 第1回会議での委員の主な意見	・・・	2
4 第2回会議での委員の主な意見	・・・	3
5 第3回会議での委員の主な意見	・・・	4
6 第1回～3回会議における委員意見のまとめ	・・・	5

はじめに

福岡市漁港管理条例及び同条例施行規則においてプレジャーボート（※）を係留できるのは、浜崎今津漁港と規定しているが、その他の福岡市が管理する漁港（以下「市管理漁港」という。）において、プレジャーボートの放置艇を約350隻確認している。

プレジャーボートの放置艇については、全国的な課題となっており、市管理漁港において多くの放置艇が確認されたことから、適正化に向けた対応の検討のため、専門的見地から意見を聴取することを目的に「福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置した。

※福岡市漁港管理条例に規定する船舶の種類は、「漁船」、「漁船以外の船舶」、「小型船舶」となっており、本有識者会議では、プレジャーボート及び遊漁船（以下「プレジャーボート」と総称する。）の係留等を議論の対象とする。

1 有識者会議の組織

会長

來生 新

横浜国立大学名誉教授、放送大学名誉教授

副会長

斎藤 芳朗

弁護士 徳永・松崎・斎藤法律事務所

委員

久米村 翔

公認会計士 EY 新日本有限責任監査法人

島田 修

一般社団法人 福岡県海洋スポーツ協会事務局長

近松 英一郎

福岡県漁業協同組合連合会参事

宮脇 敬子

舞鶴自治協議会 会長

上野 亮一

福岡県農林水産部水産局水産振興課 課長補佐

2 開催実績

日時	場所	出席者	次第
第1回 令和7年9月12日(金) 10:00~11:45	TKP エルガーラホール 中ホール1	6名出席 (久米村委員欠席)	・会長副会長の選出 ・事務局からの説明 ・協議
第2回 令和7年9月30日(火) 15:00~16:15	アクロス福岡 6階 607会議室	7名出席	・事務局からの説明 ・協議
第3回 令和7年11月20日(木) 14:00~15:00	TKP ガーデンシティ PREMIUM 天神カバホール ウェストルーム	6名出席 (島田委員欠席)	・事務局からの説明 ・協議

3 第1回会議での委員の主な意見

【係留しているプレジャーボート(約350隻)への対応について】

- ・福岡市周辺の他の漁港には収容能力の余裕がない。
- ・市内民間マリーナの現状は、大方、飽和している状況。
- ・漁業の状況変化の中で、漁港の空間的余裕がある場合は、漁業以外と共存共栄することが望ましい。
- ・本来、漁港は漁業活動のためのものであり、漁業活動に支障がないようにしてほしい。
- ・水産庁をはじめ国の色々な方針を踏まえ、適正化に向けた検討を進めるべき。
- ・現在、漁港にプレジャーボートを係留している善意の利用者に不利益がないような考慮が必要。

【今後の管理運営と放置艇対策について】

- ・周辺住民にとっても安全・安心な管理をしてほしい。
- ・他都市の先行事例を参考に検討を行うべき。
- ・漁港のことを一番把握している漁業者の知識や経験と、行政が連携した管理体制の検討が必要。

【今回の事案の原因検証と再発防止策について】

- ・漁協が費用を利用者より徴収していたことについて、漁協が管理するためにどのような経費が発生していたかを確認することが望ましい。
- ・出来る範囲で過去に遡って検証し、市民が納得できる新しい管理の方向性を打ち出すことが重要。
- ・第三者的立場から、福岡市の調査等には全面的に協力する。

4 第2回会議での委員の主な意見

【係留しているプレジャーボートへの対応・今後の管理運営と放置艇対策について】

- ・漁業活動への支障が生じないように、放置等禁止区域を設定すべき。
- ・地域の意見をよく聞いたうえで、駐車場の問題なども併せて検討する必要がある。
- ・プレジャーボートは特定の人しか利用しないため、利用料は受益者負担を原則とし、係留に係る費用は利用者が負担すべき。
- ・現在の市の使用料よりも大きく値上がりする場合は、激変緩和措置期間を設けることなども考える必要があるのではないか。
- ・漁業活動への支障を考えると、民間マリーナと同じサービスの提供は難しいため、そのことを勘案した利用料設定の検討が必要。
- ・管理方法については、現在の問題にすぐに対応する話と、将来的にどうしていくのかと2段階で検討していくべき。

【市漁協のプレジャーボートの係留の収支について】

- ・本有識者会議では、委員の様々な見識や立場からの意見を踏まえ議論する必要がある。
- ・事務局から示された資料と説明の範囲では、収支に大まかなところで不合理は感じない。
- ・本来、市が管理すべきところを、市漁協が管理に必要なことを行っており、不当利得の返還請求を行うことは難しいのではないか。
- ・不当利得にあたるかどうかは、これまでの経緯等も含め、法的な最終判断をすべき。

5 第3回会議での委員の主な意見

【係留しているプレジャーボートへの対応・今後の管理運営と放置艇対策について】

- ・放置艇対策は受け入れルール作りと放置等禁止区域設定をセットで行うべき。
- ・漁港ごとの料金設定は、体育館等の公共施設を参考に共通の料金とするか、場所の利便性を踏まえて料金に差をつけるなど技術的には色々な考え方があるが、新たな放置艇が発生しないような検討が必要である。
- ・漁港周辺の駐車場について、近隣の公園利用者に配慮してほしい。

【市漁協のプレジャーボートの係留の収支について】

- ・不当利得の返還請求は「漁協の利得」と「福岡市の損失」が存在し、損失の範囲内で請求するものである。
- ・「漁協の利得」について、漁協の収支ではプレジャーボートの係留に係る直接的な経費を計上しているが、実際には目に見えない間接経費も発生していると考えられるため、「漁協の利得」を想定しづらく、証明・説明することは難しい。
- ・「福岡市の損失」について、市が漁港を有効活用するためには相応の設備投資も必要であり利益が残るとは思えず、また、仮にそのような投資をして整備された漁港を漁協が利用しているというのであれば、損失があるといえるが、そのような状態ではなく、損失を証明・説明することは難しい。
- ・第2回会議や事務局への確認を踏まえると、不当利得の返還請求を行うことは難しい。

【今回の事案の原因検証と再発防止策について】

- ・今回発生した不作為の原因は、職員調査によると課題の整理が十分になされておらず、改善が先延ばしされたことや、組織的な情報共有ができていなかったことと考えられるため、そうしたことが発生しないよう、定期的な課題の整理や組織的な情報共有が重要。
- ・今回の事案は、長年にわたる市の不作為が大きな原因であるため、市は大いに反省して、今後このようなことがないように、再発防止にしっかりと取り組んでほしい。
- ・アンケートの取扱いについて、回答内容によって処分されるなど、回答者に不利益があると、今後、同様の事案があった場合の原因追及等の調査が難しくなるため、

今回のアンケートについては、あくまでも原因追及のためのものとして扱うべき。

- ・再発防止策については、農林水産局だけではなく全市的にも求められる取組みではないか。

6 第1回～3回会議における委員意見のまとめ

【係留しているプレジャーボートへの対応・今後の管理運営と放置艇対策について】

- プレジャーボートの係留について、条例及び規則を整理し、浜崎今津漁港以外の市管理漁港でも市の適正な管理下においてうえで受入れを行う。
- 漁船減少による漁港の有効活用の観点を踏まえつつ、本来、漁港は漁業活動の施設であるため、放置等禁止区域の設定などを行い、漁業活動に支障がない範囲での受け入れとする。
- 地域の意見をよく聞いたうえで、駐車場の問題なども併せて検討し、周辺住民にとっても安全・安心な管理とする。
- 受益者負担を原則とし、民間マリーナとのサービスの違いなどを考慮した利用料の設定を行う。

<留意事項>

- ・現在、漁港に係留している善意の利用者のプレジャーボートが他の場所で放置艇とならないような配慮の検討を行うべき。
- ・管理手法については、国の方針や他自治体の先行事例（委託や指定管理など）を参考にし、短期的視点と長期的視点で分けて検討を行うべき。
- ・現在の市の使用料よりも著しく高くなる場合は、激変緩和措置などの検討を行うべき。

【市漁協のプレジャーボートの係留の収支について】

- 不当利得の返還請求は「漁協の利得」と「福岡市の損失」が存在し、損失の範囲内で行うもの。
- 有識者会議での意見や事務局への確認を踏まえると、以下のことから、不当利得の返還請求を行うことは難しい。
 - ・「漁協の利得」に関して、漁協のプレジャーボートの収支については、事務局から示された資料と説明の範囲では、大まかなところで不合理は感じない。
 - ・また、漁協の収支ではプレジャーボートの係留に係る直接的な経費を計上しているが、実際には目に見えない間接経費も発生していると考えられるため、「漁協の利得」を想定しづらく、証明・説明することは困難。
 - ・「福岡市の損失」について、市が漁港を有効活用するためには相応の設備投資も必要であり利益が残るとは思えず、また、仮にそのような投資をして整備された漁港を漁協が利用しているというのであれば、損失があるといえるが、そのような状態ではなく、損失を証明・説明することは困難。
- 有識者会議での意見やこれまでの経緯等も含め、市で最終的な判断を行われたい。

【今回の事案の原因検証と再発防止策について】

- 今回発生した不作為の原因は、職員調査によると、以下のように考えられる。
 - ・個々の職員には事情があるかもしれないが、多くの職員が放置艇の事実を知りつつも、長期間にわたりその状態が継続されていることから改善するハードルが徐々に高くなり、課題の整理も十分になされておらず、先延ばしされた。
 - ・放置艇の事実を知っているか否かについて、在籍した時期により違いがあり、また、局長と部長以下とで認識に乖離があること、部長以下においてもほとんど本件に関する引継ぎが行われていないことから、組織的な情報共有ができていなかったと言える。また、情報共有が適切に行われていなかったことから、局長をはじめとした上司によるマネジメントが及ばなかった。
- 今回の事案の再発防止に向けて、以下のような取組みを進められたい。
 - ・直属の上司以外への相談を可能とする体制の構築
 - ・定期的な業務の棚卸と課題の整理・組織的な共有

➤ 今回の事案は、長年にわたる市の不作為が大きな原因であるため、市は大いに反省して、今後このようなことがないように、再発防止にしっかりと取り組まれたい。

<留意事項>

- ・今回のアンケートの回答内容によって、回答者に不利益があると、今後、同様の事案が あった場合の調査が難しくなるため、今回のアンケートについては、あくまでも原因追 及のためのものとして扱うべき。
- ・再発防止策については、今回の事案に限らず、有用な取り組みであるため、農林水産局 のみではなく、他局にも共有を行うべき。